

副

第 11 回黒潮町議会 9 月定例会会議録

平成 28 年 9 月 8 日 開会

平成 28 年 9 月 21 日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 9 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
9 月 8 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・
9 月 9 日	金	休 会	休 会
9 月 10 日	土	休 会	休 会
9 月 11 日	日	休 会	休 会
9 月 12 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
9 月 13 日	火	休 会	委員会
9 月 14 日	水	休 会	委員会
9 月 15 日	木	休 会	委員会
9 月 16 日	金	本会議	一般質問
9 月 17 日	土	休 会	休 会
9 月 18 日	日	休 会	休 会
9 月 19 日	月	休 会	休 会
9 月 20 日	火	休 会	休 会 (台風接近のため延会)
9 月 21 日	水	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論・採決・閉会

黒潮町告示第 80 号

平成 28 年 9 月第 11 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 9 月 1 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

1 期	日	平成 28 年 9 月 8 日
2 場	所	黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂

平成28年9月8日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	森田貞男
情報防災課長	松本敏郎	税務課長	川村一秋
住民課長		健康福祉課長	宮川茂俊
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	尾崎憲二	建設課長	今西文明
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

7番 小永正裕

10番 森治史

## 議事日程第1号

平成28年9月8日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第45号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第25号から第44号まで及び議案第46号から第54号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 25 号	平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 26 号	平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 27 号	平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 28 号	平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 29 号	平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 30 号	平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 31 号	平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 32 号	平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 33 号	平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 34 号	平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 35 号	平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 36 号	平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 37 号	平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について
議案第 38 号	黒潮町税条例等の一部を改正する条例について
議案第 39 号	黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
議案第 40 号	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 41 号	黒潮町観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議案第 42 号	平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 43 号	平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 44 号	平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 45 号	町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結について
議案第 46 号	黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結について
議案第 47 号	黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定について
議案第 48 号	黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について
議案第 49 号	黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について
議案第 50 号	黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について
議案第 51 号	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について
議案第 52 号	伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第 53 号	馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第 54 号	高知県市町村総合事務組合規約の変更について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 16 号	「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書について
陳情第 17 号	「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書について

陳情第 19 号 参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書について  
陳情第 20 号 臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める陳情について

## 議 事 の 経 過

平成 28 年 9 月 8 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

ただ今から、平成 28 年 9 月第 11 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第 11 号および第 12 号が町長から、報告第 13 号から第 15 号までが監査委員から提出されました。議席に配付していますのでご確認願います。

次に、本日までに受理した陳情書は、議席に配付しました文書表のとおりです。

陳情第 19 号を総務教育常任委員会に、陳情第 20 号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配付をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、幡多 6 市町村議会議長懇談会で実施した、四国横断自動車道の早期延伸を求める要望活動の取り組みについてご報告致します。

平成 27 年 11 月 27 日の議長懇談会において、幡多 6 市町村の議会が一丸となり、地域資源を生かした地域振興や、南海トラフ地震等の災害による孤立化の解消に向け、四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書を取りまとめ、国、関係機関に提出し、早期延伸に対する取り組みを積極的に行うべきではないかと提案があり、全会一致で可決しました。

その後、平成 27 年 12 月定例会において、幡多 6 市町村の議会すべてが、当該意見書を全会一致で可決しました。

翌 28 年 2 月 2 日には、四万十市において要望書への調印式を開催するとともに、今後、この内容をもって議会主導で国などへ要望活動を行う予定であることについて、プレスリリースを行いました。

2 月 15 日には、6 市町村議会議長出席の下、国土交通省四国整備局に対し、要望書の提出、趣旨説明および地域の事情を説明するなどの意見交換会を実施しました。

2 月 22 日および 23 日には、6 市町村議会正副議長出席の下、国土交通省、財務省、県選出国會議員に対して要望活動を行いました。国土交通省では、石井国土交通大臣に、また、財務省では中西政務官に対し、要望書の提出、趣旨説明および意見交換会を実施し、直接地方の声を国に届けることができました。

要望書の提出につきましては、国会議員および関係省庁の職員、総勢 38 人となっております。

いずれにおきましても、地域が一丸となった議会主導でのこうした活動はあまり例がなく、十分思いは理解できた、重く受け止める、と、そのような評価をいただいております。

今後においては、四国横断自動車道の早期延伸に向けた事業の進ちょくに、大いに弾みがつくものであると確信しております。

その後、6 月 10 日には議長懇談会を開催し、要望活動についての経過報告および反省会を実施しております。

そして、7 月 25 日の議長懇談会では、今後においても四国横断自動車道の工事の進ちょく状況を確認しながら、引き続き取り組んでいくことを確認しました。また、一連の要望活動について、尾崎県知事、武石県議会



議長に報告することを議決し、6市町村議会正副議長出席の下、8月12日に報告を行っております。

今後においても、引き続き四国横断自動車道の早期延伸を求める活動を幡多地域一丸となって強化してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成28年9月第11回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、6月定例議会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、黒潮新庁舎建設工事について報告をさせていただきます。

先月の臨時議会で議決をいただきました黒潮町新庁舎建設工事は、飛島・山本特定建設工事共同企業体と平成28年8月26日に契約を締結致しまして、平成28年8月29日から平成29年11月30日までの工期で工事を進めております。

工程は、主要部材である工材の調達、製作を行い搬入となります。これには一定の期間が必要となりまして、その期間を2カ月と想定を致しております。

現在施工致しております防災広場の造成工事も順調に進んでおり、庁舎建設個所の宅盤も切り下がってきております。今後は、造成工事の受注者との施工調整を十分行いながら、建設工事を進めてまいります。

次に、四国横断自動車道佐賀四万十間について報告をさせていただきます。

このたび、国土交通省から高知県に都市計画の事業者素案が提出されると発表がございました。今後は、これを下に高知県において都市計画案を作成し、都市計画決定手続きに着手することになります。

これまで議会と執行部、住民の皆さまで国に要望を行ってまいりました新規事業化に向けて大きな前進であり、片坂バイパスや窪川佐賀道路の事業推進と併せてご尽力を賜りました、国をはじめ関係者の皆さまに心より感謝を申し上げます。

この佐賀四万十間の整備は、厳しい災害想定に向き合い全力で進めてまいりました当町の防災機能をより向上させるとともに、これまで以上に各種産業振興に大きな効果がもたらされると期待をするところでございます。

今後は、高知県、四万十市とより連携を密にしながら、都市計画決定の手続きが着実に進むよう努力を致しますとともに、引き続き新規事業化に向け、全力でその必要性を訴えてまいります。

次に、サメとみられる生物による被害と、その対応について報告をさせていただきます。

7月24日午後7時過ぎに、入野海岸で男性サーファーがメジロザメと思われる生物に左足をかまれ、救急搬送されました。

翌25日、直ちに浮津、入野の両海水浴場を遊泳禁止とさせていただき情報収集をするとともに初動対応を協議し、告知放送および看板による注意喚起ならびに砂浜の巡回、ホームページへの掲載を行い情報の周知を図りました。

7月28日には、空撮による個体確認が可能であるか調査をするためドローンによる試験撮影を行い、その結果、鮮明な映像を撮影できることが確認されましたので、翌29日から空撮調査を実施致しました。

また7月30日には、はえ縄による捕獲を実施したところですが、空撮およびはえ縄、双方ともに個体確認はできておりません。

安全対策としまして、浮鞭海水浴場では8月2日に、堤帯東側の構内に防護ネットを布設し、その部分は遊泳ができる体制を整えました。

その後、浮鞭海水浴場堤帯西側および入野海水浴場につきましても、防護ネットを敷設することとして準備を進め、入野海水浴場を8月4日に、浮鞭海水浴場は10日に防護ネットの製作を終えました。完了後は順次敷設することを計画致しておりましたが、8月初旬からの波の高い状態が続き、8月23日には度重なる台風の発生により今年の敷設の見込みが立たないことから、浮鞭海水浴場は堤帯東側の一部を除いた区域、および入野海水浴場の再開を断念致しました。

幸いなことに、今回の事故以降は同様の事故は確認されておりません。防護ネットの敷設はできませんでしたが、両海水浴場共に漁業者をはじめとする地域の皆さまや漁業協同組合の皆さまにご提案やご助言をいただき、何よりも献身的に現場作業にご協力を賜りましたことを、この場をお借りし厚く御礼申し上げる次第でございます。

次に、中学生の海外派遣事業について報告をさせていただきます。

本年度の中学生海外派遣事業につきましては、8月17日から8月27日にかけての11日間、ニュージーランドのハミルトン市フェアフィールド中学校へ、生徒12名と引率者4名を派遣しました。派遣生徒は大方中学校から7名、佐賀中学校から5名で、男子6名、女子6名となっており、例年になく男子生徒が多いのが特徴でございます。

ニュージーランドは冬の終わりの時期で、気温は低いものの天候にも恵まれ、体調を崩す生徒もなく、学校やホームステイ先で充実した日々を過ごすことができたことと報告をいただいております。

フェアフィールド中学校では、いろいろな体験メニューが用意されており、日本とは違った教育環境の中で交流を深め、ホームステイ先での生活も自分の英語力を試す貴重な機会となりました。さらに、先住民族のマオリ族など、ニュージーランドの歴史や文化に直接触れることにより、あらためて日本文化を考える機会となり、生徒それぞれが貴重な体験をすることができました。

引率者にとりましても、日本との教育環境や仕組みの違い、生徒たちの行動規範など学ぶべきことも多くあり、今後の教育行政を進めていく上で大変参考になる研修事業となりました。

なお、今月25日からはニュージーランドからの訪問団が黒潮町を訪問いただくことになっております。

次に、平成27年度普通会計決算の概要について報告をさせていただきます。

普通会計とは、一般会計に、公営企業会計および公営事業会計以外の、住宅新築資金等貸付事業特別会計と宮川奨学資金特別会計、情報センター事業特別会計を合算し、会計間やその他の重複分を控除したものでございます。

平成27年度の決算は、歳入96億4,496万5,000円、歳出92億5,670万1,000円で、前年度と比較し、歳入9億2,108万5,000円、率にして8.7パーセント、歳出7億4,173万2,000円、率にして7.4パーセントの減となっております。

歳入歳出差引の形式収支は3億8,826万4,000円となっており、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は2億9,900万円となりました。

歳出の内訳で見ますと、義務的経費は、公債費の繰上償還分の減や給与制度の総合的見直しによる人件費の減などにより、対前年度3億2,571万8,000円、8.6パーセントの減で、34億6,084万2,000円となっております。

また、投資的経費は、普通建設事業で平成26年度とほぼ同水準の決算額となっておりますが、災害復旧事業が平成27年度は大規模災害がなかったため前年度より大幅な減となっております。合計では対前年度1億2,197万1,000円、5.7パーセント減の20億503万4,000円となっております。

また、その他の経費で、物件費や繰出金などは増加しておりますが、基金造成が減となったことにより、対前年度2億9,404万3,000円、7.2パーセント減の37億9,082万5,000円となっております。

歳入の内訳は、一般財源で、地方税が固定資産税の評価替えに伴う減などにより、対前年度1,859万円、2.2パーセント減の8億1,278万2,000円に。地方交付税は、地方創生事業による需要額の増加や公債費分の伸びなどにより、対前年度2億6,288万9,000円、6.4パーセント増の43億4,929万5,000円などとなっております。総額では、対前年度3億4,016万1,000円、6.2パーセント増の54億7,317万1,000円となっております。

また、特定財源は、対象事業の終了や縮小などにより国や県の支出金はそれぞれ1億5,820万4,000円と1億9,020万4,000円の減となっており、繰入金の減などと合わせて、総額では対前年度12億6,124万6,000円、23.2パーセント減の41億7,179万4,000円となっております。

平成27年度決算額は前年度と比較しますと大幅な減となりましたが、平成28年度へ26億円の明許繰越を行っており、予算ベースで見ますと非常に大規模となっております。

次に、平成27年度決算に基づく健全化判断比率および公営企業資金不足比率について報告をさせていただきます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、前年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、ならびに公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。

町から議長あての2つの報告書、ならびに監査委員の審査意見書も事務局から配付されておりますので、併せてご確認をいただきますようお願い致します。

まず、報告第11号の財政健全化判断比率のうち実質赤字比率でございます。

実質赤字比率とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、ならびに情報センター事業特別会計を含めた普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示したものになりますが、実質収支は黒字ですので、なしとなります。

次に、連結実質赤字比率でございます。

連結実質赤字比率とは、すべての会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示したものになります。国民健康保険事業のみ実質収支が赤字となりましたが、先ほどの普通会計、およびその他の特別会計の国民健康保険事業直診特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計を含めた実質収支は黒字となっておりますので、なしとなります。

次に、実質公債費比率でございます。

実質公債費比率とは、普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示したものになります。

これまでに行ってまいりました繰上償還や地方交付税措置の有利な起債の借り入れなどの影響により、平成27年度決算では7.0パーセントとなっており、平成26年度決算から1.4パーセントの改善となっております。

次に、将来負担比率でございます。

将来負担比率とは、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示したことになります。

繰上償還による地方債現在高の減少や、職員数の減による退職手当負担見込額の減、充当可能基金の増などにより、平成27年度決算でもマイナスの値となっており、算定の数値はなしとなります。

4つの指標ともに、早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、本町の財政は健全であると言えます。

続きまして、報告第12号、公営企業会計の資金不足比率でございます。

資金不足比率とは、公営企業である水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計の事業規模に対する資金の不足額の比率を示したのになります。いずれの会計につきましても、基準に基づき一般会計より繰り出しを行うことにより余剰金が発生しており、資金不足比率はなしとなっております。

最後に、平成28年度の地方交付税の状況について報告させていただきます。

本町の歳入の約40パーセントを占める地方交付税のうち普通交付税額が確定致しました。総額は37億8,550万3,000円で、対前年度比4.1パーセント、額にして1億5,990万8,000円の減となっております。また、普通交付税の振替分である臨時財政対策債を合計した実質的な交付税額は39億8,406万3,000円となっており、対前年度比5.4パーセント、額にすると2億2,852万9,000円の減となっております。減の主な要因は、平時モードへの切り替えに伴う別枠加算の廃止や、平成27年度国勢調査に伴う人口の減などによるものでございます。

また、合併算定替えが昨年度で終了致しまして、今年度より普通交付税が段階的に縮減されていくこととなっております。平成28年度は2,903万3,000円の圧縮となりました。

次年度以降もさらに圧縮額は増していくため、一般財源確保に向けた取り組みのさらなる強化が必要であると考えております。

以上、報告と致します。

議長（矢野昭三君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番小永正裕君、10番森治史君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月21日までの14日間に決定しました。

日程第3、議案第45号、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第45号、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結について説明させていただきます。

本工事につきましては、平成28年5月第7回黒潮町議会臨時会におきまして議決をいただきました、議案第6号、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についての契約内容を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事で、契約の方法は指名競争入札です。

変更した内容は、請負金額の増額分が2,702万5,920円、変更前の金額が7,590万8,880円、契約後の金額が1億293万4,800円となっております。

契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町出口735番地、株式会社丸三建設、代表取締役、浜村祥郎でございます。

変更理由と致しましては、5段目吹付法砕工の追加による増額でございます。

この後、担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは議案第45号、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結につきまして補足説明を致します。参考資料30ページをお開きください。

本工事は、平成28年5月の臨時議会におきまして請負契約の議決をいただき、現在、株式会社丸三建設が施工をしております。

当初の請負金額は、税込金額で7,590万8,880円でございます。

今回の変更につきましては、5段目の吹付法砕工を追加施工し2,702万5,920円の増額となり、その請負金額は1億293万4,800円となります。

それでは、今回の変更内容についてご説明致します。参考資料31ページをお開きください。

計画平面図でございます。法面の段が5段ございまして、上の1段目からから4段目までの白抜き箇所が当初の工事箇所となります。

工事概要としましては、主なもので、吹付法砕工1,401メートル、法砕内モルタルの吹付工840平方メートル、落石用仮設防護柵工94メートルでございました。

5段目である赤色部分が今回変更での追加施工箇所でございます。施工延長94メートル、法砕工延長として839メートル、法砕内モルタル吹付工面積525平方メートルでございます。

参考資料32ページをお開きください。

横断図でございます。中央部分の横断となりますナンバー4と、ナンバー4プラス10を載せております。赤色斜線部分の5段目が今回変更で法砕工を行う所でございます。

参考資料33ページをお開きください。

吹付法砕工展開図でございます。カッコ5の赤色部分5段目を施工するものです。

5段目法砕工数量としましては、吹付法砕工838.8メートル、ラス張工777平方メートル、水切モルタル工5.3立方メートル、砕内吹付工、モルタル吹付525.4平方メートル、水抜管126.9メートルでございます。

今回変更での対応と致しました経過につきましては、平成27年度の補正予算の事業費が当工事全体事業費の90パーセント程度の予算であったため、1段目から4段目までの法面工を当初で施工することとなりました。

1か所の法面工の施工であり、この施工場所の町道が交通量の多い道路でもあるため、早期の工事完了をすするために変更対応での施工とさせていただいたものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 45 号、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

全員協議会でかなり説明はいただいたんですが、一応議案はですね、委員会付託をして委員会で内容をもんで、そして議決をするというのが一定のルールですけど、今回、まあ初日に出てきました。それで、その初日にすぐ議決が欲しいということです。

課長の今の説明ですと、交通量が多いためという文言はありましたけども、今ここで議決しなきゃならないということをもう一度、説明お願い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

現在、現場においては防護柵で片側通行を通しております。で、請負業者は株式会社丸三建設でございます。ただ、法枠工の施工でございますので、下請け業者、法枠専門業者が現場の方を対応しております。その業者の方もその現場だけではなくて他の現場等も兼ねておりまして、請負業者との私たちの監督員との協議の中でも、ほかの現場等のことも、その下請け業者のことがございました。

よって、できるだけ早く工事を進めていきたいというようなところも業者の方からの話もございまして、変更の対応をまずさしてもらいたいというところが1点と。

5 段目の法枠工の施工についても、今 4 段目の法枠工、ラス張工は完了しております。5 段目につきましては、当初請負金額の中で構造物の取り壊し、法面整形で、ラス張工については完了をさせてもらっております。

ただ、法枠工の鉄筋とかそこらへんのところについて、早期に現地の方を対応させてもらい、吹付工については一連の作業で対応したいというようなところもございまして、できるだけ早めの議決をいただきたいというところでございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第 45 号、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議案第 45 号、町道田の浦出口線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第 4、議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 44 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまで、および議案第 46 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結についてから、議案第 54 号、高知県市町村総合事務組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、今議会に提案させていただきます議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 54 号、高知県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの 30 議案うち、先ほど議決をいただきました議案第 45 号を除く 29 議案について説明をさせていただきます。

内訳は、平成 27 年度の決算認定が 13 件、条例の一部改正が 3 件、条例の廃止が 1 件、補正予算が 3 件、物品の売買契約の締結が 1 件、指定管理者の指定が 5 件、辺地計画の変更が 2 件、一部事務組合の規約の変更が 1 件の提案となっております。

まず、議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 26 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 27 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 28 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 29 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 30 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第 31 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
議案第 32 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
議案第 33 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
議案第 34 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
議案第 35 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
議案第 36 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
ならびに議案第 37 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、  
までの 13 議案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案するものでございます。  
初めに、議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計の決算の認定について説明させていただきます。  
歳入総額は 97 億 1,135 万 3,799 円で、対前年度比、額にして 7 億 2,970 万 8,300 円、率にして 7.0 パーセントの減となっており、歳出決算額は 93 億 2,422 万 1,526 円で、対前年度比、額にして 5 億 5,374 万 6,659 円、率にして 5.6 パーセントの減となっており、2 年連続で前年度を下回っております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は 3 億 8,713 万 2,273 円となり、このうち翌年度に繰り越す事業の財源は 8,926 万 4,000 円となっております。

また、実質収支額は 2 億 9,786 万 8,273 円となっており、この実質収支額から地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への繰入金は 2 億円とし、基金への繰入額を差し引いた純然たる翌年度への繰越額は 9,786 万 8,273 円となりました。

一方、歳入では、一般財源であります地方税が減収となるものの、普通交付税で地方創生事業のために創設された人口減少等特別対策事業費や公債費の伸びなどにより増となるとともに、地方消費税交付金が税率引き上げの影響により増となっております。特定財源では、事業の終了や縮小などにより、国庫支出金および県支出金が減となる一方で、地方債は緊急防災・減災事業が増となっております。

また、諸収入は、庁舎移転補償金の減、繰入金は、繰上償還財源のための繰り入れの減などにより大幅な減少となっております。

歳出では、給与制度の総合的な見直しや公債費の繰上償還分の減などにより、義務的経費は減となっております。普通建設事業費のうち補助事業が事業の終了、縮小などにより減となる一方で、単独事業は、佐賀地区での避難タワーの建設や本庁舎の高台移転事業などにより増となっております。

そのほか、システム導入に伴う物件費の増や、木造住宅耐震事業補助金などに伴う補助費等の増があるものの、庁舎移転補償費を財源とした積立金が減となっております。

内容的には、昨年に引き続き健全な財政運営が図られたものとなっております。

しかしながら、将来への負担となります町債の借り入れは、昨年に引き続き大きな額となっておりますので、今後もより一層慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えております。

また、普通会計の平成 27 年度末の積立基金残高は 55 億 2,704 万 9,000 円、地方債残高は 118 億 7,552 万 9,000 円となっております。

このうち、地方債残高は近年大型事業に取り組んできたことにより上昇傾向にはございますが、健全化判断比率の状況は、実質公債比率が 7.0 パーセント、将来負担比率も繰上償還によりマイナス 16.8 パーセントと下がっております。

次に、議案第 26 号からの特別会計では、昨年に引き続き水道事業会計ほか 9 つの特別会計の決算で、一般会計からの繰入金に頼ってる会計もございますが、それぞれ実質収支額は黒字となっております。

しかしながら、国民健康保険事業特別会計は、医療費に対する歳入不足などにより 2 億 3,687 万 3,000 円の



大幅な歳入不足が生じたため、平成 27 年度もやむを得ず歳入不足を平成 28 年度からの繰上充用をする決算となりました。

今後も、国保制度を安定維持していくために、財政構造の抜本的な改正を国に求めますとともに、生活習慣病の予防や食生活の改善、さらには健診受診率の向上など健康増進事業に力を入れ、医療費の適正化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第 38 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 3 月 31 日に交付されたことにより、黒潮町税条例等の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 39 号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、本条例の適用範囲に係る定義を高知県条例に準じ、暴力団の排除を推進するための基本理念を定め、町、町民および事業者の責務を明らかにするとともに、町民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与する目的をより明確にするためのものでございます。

次に、議案第 40 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、指定管理者を定めている施設に関する条例の使用料に関しまして協定書で定めることに統一をするもので、後ほどご審議をいただきます議案第 51 号の黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について併せて行うものでございます。

次に、議案第 41 号、黒潮町観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の廃止につきましては、黒潮町観光推進事業休憩施設を EM 菌培養施設に転用し、有効利用を図るものでございます。

次に、議案第 42 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 2 億 3,802 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 124 億 2,662 万 7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、マイナンバー制施行に伴うセキュリティー対策のためのネットワーク強化対応経費や、国の補正予算に伴う庁舎関係調整池の追加分、町道改良などの社会資本整備事業などを追加補正し、これらの歳出に対応するための歳入は、普通交付税額が確定したことにより留保財源をすべて補正計上させていただき、基金繰入金で収支の調整をさせていただいております。

次に、議案第 43 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、県が保険者となるための準備として納付金等の算定標準システムに対応が必要となるため、システム改修を行う経費の追加と、平成 27 年度療養給付費等交付金の額が確定したことによる返還金の追加補正をするものでございます。

次に、議案第 44 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、平成 27 年度の精算により介護保険給付費等の確定したことに伴う繰越金および返還金などを追加させていただきますとともに、職員の人事異動などにより研修に参加する必要があることから、研修に参加する経費を計上したものでございます。

次に、議案第 46 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結について説明させていただきます。

この物品売買につきましては、去る8月26日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により動産の買入れについて物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、黒潮町消防団伊与喜分団および黒潮町消防団伊田分団の小型動力ポンプ積載車両の備品購入でございます。契約の方法は指名競争入札で、契約金額が1,706万4,000円でございます。契約の相手方は、高知県高知市葛島4丁目2番29号、有限会社共栄防災設備、代表取締役、小松晃一でございます。

なお、この入札の指名業者数は町外業者8社でございましたが、そのうち1社が辞退を致しましたので、入札は7社で行われました。

次に、議案第47号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、これまでも軽微な災害復旧および林道農道の補修等を行うとともに、森林組合業務に有効活用いただきながら施設の運営を続けており、今後も施設の特性を生かしながら運営がなされるものと判断をし、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、高知県幡多郡黒潮町熊井346番地8、幡東森林組合、代表理事組合長、堀孝を公募によらない指定管理者候補とし、期間は平成28年10月1日から平成33年3月31日までとして選定を致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましても、これまでも農林家ならびに地域住民の会議をはじめ、研修および実習等に有効活用いただきながら施設の運営を続けており、今後も施設の特性を生かしながら運営がなされるものと判断をし、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、高知県幡多郡黒潮町熊井346番地8、幡東森林組合、代表理事組合長、堀孝を公募によらない指定管理者候補とし、期間は平成28年10月1日から平成33年3月31日までとして選定を致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましても、1階はホエールウォッチングの待合場所として、また2階は漁業従事者の会議や各種団体との交流の場として有効活用をいただきながら施設の運営を続けており、今後も施設の特性を生かしながら運営がなされるものと判断をし、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、高知市本町1丁目6番21号、高知県漁業協同組合、代表理事組合長、澳本健也を公募によらない指定管理者候補とし、期間は平成28年10月1日から平成33年3月31日までとして選定を致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、地域漁民の漁具保管ならびに補修作業の場として有効活用をいただきながら施設の運営を続けており、今後も施設の特性を生かしながら運営がなされるものと判断をし、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、高知市本町1丁目6番21号、高知県漁業協同組合、代表理事組合長、澳本健也を公募によらない指定管理者候補とし、期間は平成28年10月1日から平成33年3月31日までとして選定を致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 51 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、地域食材の活用や、カツオの町黒潮町佐賀ならではの自然体験観光の受け入れを行い、交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなど、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ地域に貢献していただけるものと判断をし、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条により、高知市本町 1 丁目 6 番 21 号、高知県漁業協同組合、代表理事組合長、澳本健也を公募による指定管理者候補とし、期間は平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとして選定を致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第 52 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更について説明させていただきます。

この議案は、平成 24 年度に策定を致しました伴太郎・仲分川辺地の総合整備計画に、新たに当該地区に架設を致しております天神橋が老朽化をしたことによる長寿命化のための改修工事を追加するための計画変更で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第 53 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について説明させていただきます。

この議案は、平成 27 年度に策定を致しました馬荷辺地の総合整備計画により実施予定としておりました、町道改良事業の事業費の変更と、当該地区での携帯電話の不感地地域解消のための携帯電話等エリア整備事業を追加するための計画変更で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

最後に、議案第 54 号、高知県市町村総合事務組合規約の変更について説明させていただきます。

この議案は、本町が加盟しております一部事務組合のうち、高知県市町村総合事務組合の庁舎移転に伴い事務所の位置が変更となりますので、地方自治法第 286 条第 2 項の規定により本町に対しての協議がなされたので、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、この後、副町長ならびに関係課長等に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

議長（矢野昭三君）

この際、10 時 10 分まで休憩致します。

休 憩 9 時 55 分

再 開 10 時 10 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者。

会計管理者（小橋智恵美君）

おはようございます。

それでは議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 36 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、各会計決算につきましてご説明致します。

これから説明に入りますが、全部で 12 会計と会計数が多くありますことから、説明につきましては各会計とも歳入歳出総括表を基に合計額を読み上げ、主な決算内容についてのみご説明させていただきますので、ご了承いただきますようお願い致します。

なお、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書でのご確認をお願い致します。

それでは、議案第25号、平成27年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。平成27年度歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

歳入総額は97億1,135万3,799円、歳出総額は93億2,422万1,526円、差引残額は3億8,713万2,273円となっております。

このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づく基金への繰入金を2億円と致しました。この結果、繰越明許費繰越額8,926万4,000円を含めた翌年度への繰越額は1億8,713万2,273円となっております。

次に、歳入の合計です。6ページ、7ページをお開きください。一番下の欄にあります。

調定額97億9,041万8,640円に対しまして、収入済額が97億1,135万3,799円、不納欠損額は72万3,818円、収入未済額は7,834万1,023円となっております。

前年度と比べますと、収入済額は7億2,970万8,300円の減となっております。不納欠損額は121万6,571円の減、収入未済額は47万3,833円の減となっております。

続きまして、主な歳入の状況をご説明致します。2ページにお戻りください。

1款町税の状況です。各税の調定額および収入済額は記載のとおりです。

概況として、たばこ税を除いた町税の状況は、調定額、収入済額共に現年度分と滞納繰越分を合わせた全体で、前年度より減額となっております。

現年度課税分の調定額は1,935万1,683円の減、また、現年課税分の収入済額は1,741万9,261円の減額となりました。この主な要因は、法人町民税、個人町民税および固定資産税の減によるものです。

徴収率につきましては、全体で前年度と比べ0.2パーセント上昇しております。

不納欠損額につきましてはゼロで、前年度と比べ14万4,039円の減となっております。

また、現年度、滞納繰越分を合わせた収入未済額は総額で5,080万9,688円で、前年度と比べ30万円余りの増となっております。

次に、10款の地方交付税については、収入済額43億4,929万5,000円となっており、前年度と比べ2億6,288万9,000円の増となっております。

次のページ、4ページ、5ページをお開きください。

12款分担金及び負担金につきましてご説明致します。

調定額2,203万807円に対しまして、収入済額1,799万3,727円、収入未済額は403万7,080円となっております。内容は滞納繰越分の保育料となっております。

次に、13款使用料及び手数料についてご説明を致します。

調定額3億8,257万5,555円に対し、収入済額3億6,311万2,221円、不納欠損額は44万4,900円、収入未済額は1,901万8,434円となっております。不納欠損額は滞納繰越分の住宅使用料および町税督促手数料です。

また、収入未済額の主なものは住宅使用料の1,708万104円です。住宅使用料の収入未済額は、27年度も前年度と比べ179万円余りの減少となっております。

続きまして、18款繰入金についてです。収入済額は2,093万7,921円となっております。主なものは1項基金繰入金で、新しいまちづくり基金756万円を繰り入れし、庁舎建設費のプロジェクトマネジメント委託料に充当しました。

続きまして、20款諸収入です。調定額1億8,919万8,095円に対しまして、収入済額は1億8,482万4,812円、収入未済額は437万3,283円です。

収入済額は前年度に比べ5億852万4,131円の減となっております。その主なものは庁舎移転補償金5億1,547

万円の減によるものです。

次のページ、6ページ、7ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入の収入未済額 437 万 3,283 円は、老人保健第三者納付金および学校給食費です。老人保健第三者納付金は制度改正により国保連合会から移管されたものです。

給食費の収入未済額については、前年度に比べ 106 万円余りの減となっております。

次に、21 款町債です。収入済額 15 億 4,318 万 1,000 円となっております。前年度と比べ 1 億 1,641 万 3,000 円、率にして 8.2 パーセントの増となっております。これは、防災対策事業債が 1 億 5,680 万円増加したことが主な要因です。

町債の主なものは、防災対策事業債の 7 億 470 万円、臨時財政対策債の 2 億 6,718 万 1,000 円となっております。

以上が収入の主なものです。歳入に占める割合が、町税が 8.3 パーセント、地方交付税が 44.7 パーセント、国、県の支出金が 16.9 パーセント、町債が 15.8 パーセントとなっております。

詳細につきましては、13 ページ以降の歳入事項別明細書をご確認ください。

それでは次に、歳出についてご説明致します。10 ページ、11 ページをお開きください。

一番下の歳出合計欄をご覧ください。予算現額 125 億 1,387 万 6,000 円に対し、支出済額 93 億 2,422 万 1,526 円、翌年度繰越額 26 億 1,562 万 4,000 円、不用額 5 億 7,403 万 474 円となっております。

続きまして、主な歳出の状況をご説明致します。8 ページ、9 ページへお戻りください。

26 年度決算と比較して、特に増減の大きかったものについてご説明致します。

まず、2 款総務費です。支出済額は 20 億 6,792 万 5,699 円です。前年度と比べ 7,000 万円余りの減となっております。

その主な要因は、新しいまちづくり基金と防災対策加速化基金の積立金の減少によるものです。

次に、3 款民生費です。支出済額 21 億 4,644 万 5,121 円となっております。前年度と比べ 1 億 1,300 万円余りの増となっております。

主な要因は、保育制度の改正により施設型保育給付が新設されたことによるものです。

次に、4 款衛生費です。支出済額 5 億 9,206 万 4,953 円となっております。前年度と比べ 4,000 万円余りの増となっております。

主な要因は、公共施設再生可能エネルギー等導入事業により、中央保育所、保健センター、拳ノ川診療所に太陽光発電設備を設置したことによるものです。

次に、5 款労働費です。支出済額は 3,619 万 4,368 円となっております。前年度と比べ 7,880 万円余りの減となっております。

主な要因は、雇用対策事業費の委託料や補助金の減少によるものです。

次に、6 款農林水産業費です。支出済額 4 億 6,768 万 581 円となっております。前年度と比べ 1 億 2,100 万円余りの減となっております。

主な要因は、林業振興費の補助金や佐賀地区漁業集落環境整備工事等の減によるものです。

次に、7 款商工費です。支出済額 1 億 5,056 万 9,540 円となっております。前年度と比べ 32 万円余りの増となっております。

次に、8 款土木費です。支出済額 6 億 4,505 万 7,903 円となっております。前年度と比べ 1 億 1,570 万円余りの減となっております。

減少の主な要因は、都市環境整備事業費の工事の減少によるものです。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

9 款消防費です。支出済額 11 億 4,019 万 1,130 円となっております。前年度に比べ 2 億 500 万円余りの増となっております。

主な要因は、消防自動車の購入や佐賀地区津波避難タワー建設工事等により増となったものです。

次に、10 款教育費です。支出済額 6 億 3,671 万 738 円となっております。前年度と比べ 3,900 万円余りの減となっております。

主な要因は、大方あかつき館の防水工事の完了によるものです。

次に、11 款災害復旧費です。支出済額 1 億 3,084 万 3,510 円となっております。前年度と比べ 1 億 1,872 万円余りの減となっております。これは、公共土木施設等の災害復旧工事などの減少によるものです。

最後に、12 款公債費です。支出済額 12 億 2,914 万 4,692 円となっております。前年度と比べ 3 億 6,534 万円余りの減となっております。昨年度は起債の繰上償還を行わなかったことによるものです。

続きまして、不用額についてご説明を致します。11 ページの不用額合計欄をご覧ください。

総額で 5 億 7,403 万 474 円、予算現額に対する不用額の比率は 4.6 パーセントであり、前年度と比べ 7 億 9,434 万 7,341 円の減となっております。

不用額につきましては、各款項の予算執行の過程で、経費の節減や効率的な事業執行によって発生したもののほか、事業未執行の結果などで発生するものです。

不用額の主なもの、特に大きなもの 2 件についてご説明致します。10 ページ、11 ページをご覧ください。

まず、最も多いのが 9 款消防費です。不用額は 1 億 8,629 万 870 円となっておりますが、前年度と比べると 5 億 424 万 9,965 円の減となっております。

不用額の主なものは、平成 26 年度から繰り越しとなっていた避難道の整備工事の計画変更等によるものです。

8、9 ページへお戻りください。

次に多いのが 2 款総務費です。不用額は 1 億 5,744 万 4,301 円となっておりますが、前年度と比較すると 1 億 8,427 万 2,073 円の減となっております。

不用額の主なものは、1 項総務管理費、5 目財政管理費の 9,094 万 3,378 円です。

財政管理費については、歳入歳出の予算調整として 3 月補正予算で計上していたことによるものです。

それでは、予備費充当についてご説明致します。242 ページをお開きください。

13 款予備費です。予算額 1,050 万 7,000 円に対し、予備費充当額は 27 件で 674 万 4,000 円です。

詳細につきましては、243、244 ページの備考欄に記載のとおりです。

以上、一般会計の歳入歳出についてご説明をさせていただきました。

その他詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書および業務執行報告書によりご確認をお願い致します。

それでは、続きまして特別会計についてご説明致します。

247 ページをお開きください。

議案第 26 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 962 万 2,055 円、歳出総額 955 万 4,617 円、差引残額、翌年度繰越額とも 6 万 7,438 円となっております。

本事業会計は、住宅の新築等に要する資金の貸付事業会計です。貸付事業が終了しており、新規貸付がないため、現在は貸付金の回収のみとなっております。

収入未済額は 8,738 万 3,868 円となっており、前年度に比べ 69 万円余りの減少となっております。

次に、265 ページをお開きください。青色の用紙の次のページになってます。

議案第 27 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 1,880 万 3,434 円、歳出総額 1,777 万 2,306 円。差引残額、翌年度繰越額とも 103 万 1,128 円となっております。

次に、歳入の状況です。次のページ、266 ページをご覧ください。

歳入合計は調定額 2,294 万 4,234 円に対しまして、収入済額 1,880 万 3,434 円、収入未済額は 414 万 800 円となっております。

主な歳入は 3 款諸収入です。これは貸付者からの返還金です。調定額 2,286 万 2,800 円に対しまして、収入済額 1,872 万 2,000 円、収入未済額は前年度に比べ 32 万 6,000 円増加し 414 万 800 円となっております。

次に歳出です。268 ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額 1,786 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1,777 万 2,306 円、不用額は 9 万 2,694 円となっております。

主な歳出は、1 款 1 項の育英事業費の 1,776 万 1,967 円です。この育英事業費のうち、27 年度の奨学資金貸付金は 1,776 万円です。

貸付者の内訳は、大学生、専門学校生が 43 人、高校生 10 人の、合計 53 人となっております。前年度に比べ、大学生、専門学校生は 15 人減、高校生は 4 人増となっております。

次に、281 ページをお開きください。クリーム色の用紙の次のページになっています。

議案第 28 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額、歳出総額共に同額の 15 億 813 万 3,095 円となっており、前年度と比べ 5,300 万円余りの減となっております。

この特別会計は、水道事業会計を除く各会計に予算計上された、特別職、一般職の person 費を一括で処理しております。

次に、295 ページをお開きください。黄色の用紙の次のページになります。

議案第 29 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 21 億 9,780 万 4,957 円、歳出総額 24 億 3,467 万 7,842 円、歳入不足額は 2 億 3,687 万 2,885 円で、歳入不足額につきましては、翌年度より歳入繰上充用金で歳入不足を補っております。

次のページ、296 ページをご覧ください。

歳入合計は、調定額 22 億 6,243 万 6,586 円に対しまして、収入済額は 21 億 9,780 万 4,957 円、収入未済額 6,463 万 1,629 円となっております。

次に、歳入の状況をご説明します。

1 款の国民健康保険税につきましては、調定額 3 億 7,757 万 1,479 円に対しまして、収入済額は 3 億 1,360 万 6,905 円、前年度と比べ 700 万円余りの減少となっております。

収入未済額につきましては 6,396 万 4,574 円です。前年度と比べ 15 万円余りの減となりました。

また、9 款の繰入金収入済額は 2 億 3,841 万円となっており、前年度と比べ 4,567 万円余りの増となっております。

この主な理由としては、赤字補てんとしての法定外繰入である、その他繰入金の増によるものです。

次に歳出です。300、301 ページをお開きください。

歳出合計です。予算現額 25 億 5,955 万円に対しまして、支出済額 24 億 3,467 万 7,842 円、不用額は 1 億 2,487 万 2,158 円となっています。歳出総額は前年度と比べ 2 億 5,353 万 6,420 円の増加となっております。

続きまして、主な歳出の状況についてご説明致します。299ページにお戻りください。

主な歳出は2款の保険給付費です。支出済額13億3,491万7,477円となっております。前年度と比べますと399万円余りの増となっております。

国保の年間平均被保険者数は、平成25年度が4,346人、平成26年度は4,187人、平成27年度は4,030人と、年々減少しています。

一方で、一人当たりの費用額につきましては、平成25年度が34万5,880円、平成26年度が37万7,191円、平成27年度は39万2,294円と、年々増加しております。

次に、341ページをお開きください。ピンク色の用紙の次のページになります。

議案第30号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額6,401万8,779円、歳出総額6,401万7,910円、差引残額は869円となっております。

次のページ342、343ページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額6,401万8,779円に対しまして、収入済額は6,401万8,779円、不納欠損額、収入未済額共にゼロとなっております。

歳入の主なものは1款の診療収入です。収入済額2,332万6,455円。前年度に比べ3万4,356円の減となっております。

5款の繰入金は、一般会計より3,155万円の繰り入れをしております。

次に歳出です。次のページ、344、345ページをお開きください。

歳出の合計です。予算現額6,944万1,000円に対し、支出済額6,401万7,910円、不用額542万3,090円となっております。

不用額の主なものは、1款の代診委託料のほか、2款の医業費の薬品購入費などです。

次に、365ページをお開きください。オレンジ色の用紙の次のページになります。

議案第31号、平成27年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額17億1,220万1,901円、歳出総額16億7,038万8,614円、差引残額4,181万3,287円となっております。

次のページ、366、367ページをご覧ください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額17億2,893万7,744円に対しまして、収入済額は17億1,220万1,901円、不納欠損額はゼロ、収入未済額は1,673万5,843円となっております。

主な歳入の状況は、1款保険料の調定額3億1,251万7,836円に対しまして、収入済額は2億9,606万1,693円。不納欠損額ゼロ、収入未済額が1,645万6,143円となっております。

収入未済額につきましては、前年度に比べ105万円余りの増加となっております。

7款の一般会計からの繰入金の収入済額は2億4,533万9,141円となっております。

次に、歳出です。次のページ、368、369ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額17億2,307万4,000円に対し、支出済額16億7,038万8,614円、不用額は5,268万5,386円となっております。

歳出の主なものは2款保険給付費です。支出済額15億5,621万3,556円となっております。これは、前年度と比べ4,987万9,161円の減額となっております。

平成27年度の介護サービス利用者は年間延べ8,388人であり、前年度と比べ248人の減となっております。

次に、407ページをお開きください。びわ色の用紙の次のページになってます。

議案第32号、平成27年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。



歳入総額1,079万2,427円、歳出総額1,079万1,693円、差引残額734円となっております。

本会計は、介護保険の予防給付の対象となる要支援者の介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるようにし運営しているもので、収入未済額はありません。

平成27年度末の要支援認定者数は136人、利用契約者数は20人となっております。

次に、423ページをお開きください。

議案第33号、平成27年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額3,710万8,040円、歳出総額3,648万6,186円、差引残額62万1,854円となっております。

平成27年度の新規加入はなく、平成27年度末の加入世帯数は150戸です。使用料及び手数料の収入未済額は12万8,020円となっております。

次に、441ページをお開きください。藤色の用紙の次のページになってます。

議案第34号、平成27年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額505万4,472円、歳出総額503万5,236円、差引残額1万9,236円となっております。

平成27年度の加入戸数は、前年度と同じ23戸です。使用料及び手数料の収入未済額はありません。

次に、459ページをお開きください。空色の用紙の次のページになっています。

議案第35号、平成27年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

本事業会計は、平成20年度から始まった75歳以上の方々の医療保険を運営するものです。

歳入総額1億7,728万883円、歳出総額1億7,241万1,383円、差引残額486万9,500円となっております。

次のページ、460、461ページをご覧ください。

歳入の主なものは1款の後期高齢者医療保険料で、調定額1億128万9,900円に對しまして、収入済額は1億137万8,000円となっています。調定額よりも収入済額が多くなっているため、収入未済額はマイナス8万8,100円となっております。

これは、平成27年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額26万6,500円が収入済額の中含まれていることによるものです。この26万6,500円を除いた実際の保険料の収入未済額は17万8,400円となります。

また4款繰入金につきましては、事務費に係る費用や保険料軽減措置を行った保険料について一般会計から繰り入れるもので、収入済額は6,908万6,585円、前年度と比べ1,116万9,789円の減となっております。

次に、歳出の状況です。次のページ、462、463ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額1億7,857万6,000円に對し、支出済額は1億7,241万1,383円、不用額は616万4,617円となっております。

歳出の主なものは、2款の後期高齢者医療広域連合納付金です。

次に、479ページをお開きください。黄緑色の用紙の次のページになっています。

議案第36号、平成27年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額2億6,377万5,783円、歳出総額2億6,374万2,504円、差引残額3万3,279円となっております。

次のページ、480、481ページをお開きください。歳入の状況です。

歳入合計は、調定額2億6,428万7,253円に對し、収入済額2億6,377万5,783円です。

歳入の主なものは、1款の使用料及び手数料です。収入済額は8,724万700円となっております。

収入未済額は前年度と比べ4万7,300円減少し、51万1,470円となっております。

また、2款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1億5,730万円と基金からの繰入金1,745万1,000

円で、合計で1億7,475万1,000円となっております。

次のページ、482、483ページをお開きください。歳出の状況です。

歳出合計は、予算現額2億7,095万7,000円に対し、支出済額2億6,374万2,504円、不用額は721万4,496円となっております。

情報センター事業の加入状況は、平成28年3月末現在で、告知端末が14世帯減少し4,879世帯で加入率96.8パーセント、ケーブルテレビが50世帯増加し2,178世帯で加入率43.2パーセント、インターネット加入が80世帯増加し1,238世帯で加入率24.6パーセントとなっております。

以上が各会計の決算状況です。499ページ以降は財産に関する調書となっております。この財産に関する調書につきましてはご確認をお願い致します。

以上、給与等集中処理特別会計を除きました11会計の歳入決算額の総額は142億781万6,530円、歳出決算額の総額は140億909万9,817円となっております。

これで、議案第25号から議案第36号までの各会計の決算についてのご説明を終わります。長い間、どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは議案第37号、平成27年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての補足説明をさせていただきます。議案書の14ページならびに水道事業特別会形決算書。決算書は、このあさぎ色の表紙でございます。

それでは決算書、この表紙の次にあります目次をお開きください。

1ページは、平成27年度黒潮町水道事業決算報告書。14ページは、平成27年度黒潮町水道事業報告書となっております。

まず、14ページの事業報告書からご説明をさせていただきます。

ここには平成27年度黒潮町水道事業報告書として、1、概要、カッコ1に総括事項を記載していますので、読み上げましてご説明をさせていただきます。

なお、この概要をまとめたものが16ページのカッコ1の業務概要であります。そちらの数値も併せてご覧いただきたいと思います。

14ページに戻ります。

マル1、利用状況についてであります。平成27年度における年間の配水量は175万1,636立方メートルで、対前年度比2.1パーセントの減少、年間給水量は140万7,065立方メートルで対前年度比2.5パーセントの減少となりました。

主な原因としましては、給水人口の減によるものと考えられます。

次に、マル2、経営収支の状況でございます。

当年度の決算状況は、営業収益1億6,992万6,194円で対前年度比3.3パーセントの減額、営業外収益5,302万6,481円で対前年度比7.1パーセントの増額。

この要因としましては、減価償却を行うべき固定資産の取得または建設改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を長期前受金として負債に計上し、減価償却見合い分を収益化して営業外収益に計上したことによるものであります。

他会計繰入金は618万6,167円で、対前年度比6.6パーセントの減額となっております。

合計の事業収益は2億2,913万8,842円で、対前年度比1.1パーセントの減収となりました。

次に、営業費用は2億509万8,992円で、対前年度比1.7パーセントの増額。営業外費用は3,524万1,013円で、対前年度比19.5パーセントの減額となっております。

合計事業費用は2億4,064万4,625円で、対前年度比1.3パーセントの減額となりました。

当年度は事業収益が減収となっており、損益計算におきましては125万2,413円の純損失を生じております。

なお、この損益計算書につきましては、4ページから5ページに記載していますのでご確認いただきたいと思っております。

次に、マル3の建設改良事業の状況でございます。

主な事業は、大方上水道基幹配水管新設工事、および大屋敷地区の配水管移設工事、および佐賀地区簡水基幹管路更新設計委託等でございます。この内容につきましては、20ページから21ページにかけて記載しております。

次に、22ページをお開きいただきたいと思っております。ここには会計の状況を記しております。

下段カッコ3に27年度末の企業債残高を記載しております。この表から、期首残高は15億532万9,922円で当年度借入金が5,530万円、円当年度償還金が8,578万3,126円で、28年度3月期末の企業債残高は14億7,484万6,796円となっております。従いまして、35ページ、企業債明細書の未償還残高と同額となっております。

続きまして、決算報告書の説明を致します。恐れ入りますが、1、2ページをお開きください。

1ページの決算報告書カッコ1、収益的収入及び支出につきましては、水道料金等の事業収入で、施設の運転や維持管理など日々の事業運営のための経費で、予算上では3条予算として整理しております。

まず、収入では予算額の合計2億5,810万3,000円に対して2億4,268万4,575円で、予算額に比べ1,541万8,425円の減収でありました。支出では、予算額の2億5,810万3,000円に対して2億4,113万5,555円で、不用額が1,696万7,445円となっております。

3ページには、カッコ2、資本的収入及び支出の決算状況を表しております。

この収支決算では、3ページ下段の欄外に記載しておりますが、資本的収入額8,315万6,307円に対し資本的支出額1億5,053万911円で、不足する6,737万4,604円は当年度分消費税および地方消費税、資本的収支調整額、および過年度分損益勘定留保資金でそれぞれ補てんをしております。

次に、財務諸表についてご説明致します。恐れ入りますが、4ページ、5ページをお願いします。

4ページ、5ページの損益計算につきましては会計期間における経営成績を表すもので、先ほど読みました14ページの2、経営収支の状況で説明したとおりでございます。

この明細は26ページからの収益費用明細書に記載していますので、ご確認願います。

次に、6ページをお開きください。

ここには貸借対照表、バランスシートを記載していますのでご説明致します。

これは、期末時点における企業の財政状態を明らかにするため作成するもので、平成28年3月31日時点の財政状況を表しております。

6ページの資産の部、1固定資産では、縦に3列数字が並んでおりますが、中央の数字が帳簿価格でございます。7ページの2行目の数字がこの帳簿価格の合計でありまして29億1,999万8,946円でございます。

7ページの2、流動資産の合計は4億1,640万8,688円でございます。

なお、流動資産のカッコ2、未収金は4,006万5,919円となりました。

また、水道料金滞納額で回収不能見込額1,082万146円を貸倒引当金として計上しております。

資産合計としましては33億3,640万7,634円になります。

その次の負債及び資本につきましては、これまでの資産がどのような形で調達されたかを表しているもので、負債の部では、企業債を資本の部から負債の部へ移行したと繰延収益を計上したことにより、8 ページの下段のとおり 26 億 5,626 万 6,046 円となっております。

資本の部では、9 ページ下から 2 行目、資本合計が 6 億 8,014 万 1,588 円となり、負債資本合計額は 33 億 3,640 万 7,634 円となりまして、7 ページの資産合計の金額と合致していますのでバランスが取れているということになります。

次に、10 ページをお願いします。

ただ今説明しました剰余金の計算書を添付していますので、ご確認をお願いします。

次年度への繰越利益剰余金は 1 億 1,350 万 6,949 円になります。

それでは、32 ページをお開きください。

32 ページから 35 ページには企業債明細書ということで、上水と簡水それぞれの借り入れ先と借り入れ額、そして未償還残高等を明記しております。

35 ページの未償還残高の総合計 14 億 7,484 万 6,796 円は、7 ページの貸借対照表の固定、流動負債の企業債合計と合致していますので、確認をお願いします。

そして最後、36 ページには固定資産明細書を添付しております。

この表の右下の額、年度未償却未済額の合計 29 億 1,999 万 8,946 円は 7 ページの貸借対照表の固定資産合計額、いわゆる帳簿価格と合致していますので、それぞれご確認をお願いします。

以上で、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計決算書の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは、議案第 38 号の補足説明をさせていただきます。

議案第 38 号の黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案書は 15 ページからになります。

改正理由は、地方税法等の一部を改正する等の法律、平成 28 年法律第 13 号が平成 28 年 3 月 31 日に交付されたことにより、黒潮町税条例等の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 1 ページをお開きください。

第 1 条改正による第 18 条の 3 は納税証明事項を規定しており、法改正に伴い現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものです。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

第 19 条は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について規定しており、修正申告または増額更正があったときは、当該修正申告または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要規定の整備をするものです。

2 ページから 3 ページをご覧ください。

第 34 条の 4 は法人税割の税率を定めており、法人税割の標準税率および制限税率が 3.7 パーセント引き下げられたことに伴い、現行の法人税割の税率から同様に 3.7 パーセントを引き下げ、税率を 100 分の 10.4 から 100 分の 6.7 とするものです。

3 ページから 9 ページをご覧ください。

第 43 条、第 48 条、第 50 条は、修正申告または増額更正があったときは、当該修正申告または増額更正によ

り納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するものです。

9 ページから 10 ページをご覧ください。

第 80 条は、軽自動車税の納税義務者等を規定しており、環境性能割の納税義務者等および軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものです。

10 ページから 11 ページをご覧ください。

第 81 条は、法規定の新設に伴い軽自動車税の、みなす課税について規定しています。

売買契約において売主が所有権を留保している場合には、買主を軽自動車の取得者または所有者と見なすものです。

第 81 条の 2 は、日本赤十字社の所有する軽自動車等のうち、救急用のものについては軽自動車税を非課税とするものです。

11 ページから 13 ページをご覧ください。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 は、法規定の新設に伴い軽自動車税の環境性能割について規定しています。

第 81 条の 3 では課税標準について、第 81 条の 4 では税率について、第 81 条の 5 では徴収の方法について、第 81 条の 6 では申告納付について、第 81 条の 7 では不申告等に関する過料について、第 81 条の 8 では減免について規定するものです。

13 ページから 18 ページをご覧ください。

第 82 条、第 83 条、第 85 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条、第 91 条は、軽自動車税を種別割に名称変更および適用条項等の規定を整備するものです。

18 ページから 19 ページをご覧ください。

附則第 6 条は、特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例を規定するもので、平成 30 年度から平成 34 年度までの町民税に限り、医療用から転用された一定の医薬品を年間 1 万 2,000 円以上購入した場合に医療費控除の対象とするものです。

19 ページから 20 ページをご覧ください。

附則第 15 条の 2 から附則第 15 条の 6 は、法規定の新設に伴い軽自動車税の環境性能割の特例について規定しています。

附則第 15 条の 2 は賦課徴収の特例について、附則第 15 条の 3 は減免の特例について、附則第 15 条の 4 は申告納付の特例について規定しており、賦課徴収および減免、申告納付、これらの事務については当分の間、県が行うものです。

附則第 15 条の 5 は徴収取扱費の交付を規定しており、県が環境性能割の賦課徴収事務を行うために要する費用補てんとして、町が徴収取扱費として県に交付するものです。

附則第 15 条の 6 は税率の特例を規定しております。

20 ページから 22 ページをご覧ください。

附則第 16 条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を 1 年延長、および環境性能割の導入に伴い軽自動車税を種別割に名称変更および適用条項等の規定を整備するものです。

23 ページから 24 ページをご覧ください。

第 2 条改正による黒潮町税条例等の一部を改正する条例は、平成 26 年の 6 月議会で可決いただいた黒潮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

附則第 6 条は、軽自動車税を種別割に名称変更および適用条項等の規定を整備するものです。

25 ページから 26 ページをご覧ください。

第 3 条改正による黒潮町税条例の一部を改正する条例は、昨年の 6 月議会で可決いただいた黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

附則第 5 条は町たばこ税に関する経過措置を規定しており、第 19 条による延滞金の計算期間の改正に伴う所要規定を整備するものです。

議案書の 23 ページをお開きください。附則をご説明致します。

第 1 条では施行期日を定めており、それぞれ法の施行期日に合わせたものです。

23 ページから 24 ページをご覧ください。

第 2 条では、町民税に関する経過措置として適用期日等を定めています。

第 3 条では、軽自動車税の経過措置として適用期日等を定めています。

以上で、議案第 38 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは議案第 39 号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書の方は 25 ページでございます。それから参考資料の方は、27 ページから 28 ページでございます。その新旧対照表をご参照ください。

まず、本条例の目的は、先ほど町長がご説明致しましたとおり、黒潮町からの暴力団の排除について基本理念を定め、町、町民および事業者の責務を明らかにするとともに暴力団の排除を推進し、町民の安全で安心な生活を確保して、社会経済活動の健全な発展に寄与することにあります。

今回の改正は、第 2 条において暴力団員等という定義を新たに設け、不当行為による措置の適用範囲をより明確にするとともに、第 11 条で町民を町民等とすることで、利益の供与の禁止に関する責任の適用範囲を広げ、本条例の目的をより厳格に達成するための改正でございます。

両方とも、県の条例に準じたものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、議案第 40 号の黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書の 27 ページ、28 ページをご覧ください。

今回の条例改正につきましては、指定管理者を定めている施設に関する条例の内容のうち、施設の使用料を協定書で定めることに統一を図るために行うもので、この後ご審議いただく議案第 51 号の黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について併せて行うものでございます。

改正内容について説明を致します。参考資料の 29 ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。第 7 条で施設の使用料について規定しております。現行では使用料額を規定しておりましたが、それを削除し、改正後には、その使用料額を協定書で定めることとしております。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

引き続きまして、議案第 41 号の黒潮町観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について補足説明を致します。議案書の 29 ページ、30 ページをご覧ください。

今回の条例の廃止につきましては、黒潮町観光推進事業休憩施設を EM 菌培養施設に転用することに伴うものでございます。

当該施設は、クジラウォッチング休憩施設として高知県漁業協同組合と管理業務協定を締結し運営をしておりましたが、利用者の減少に伴い休止状態でございましたので、平成 27 年 3 月から EM 菌培養施設として有効利用を図ってまいりました。

本来であれば、平成 27 年 3 月の転用に並行して条例を廃止すべきところでしたが、このたび判明を致したものでございます。誠に申し訳ございませんでした。今後は、これまで以上に確認作業に努めてまいります。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 42 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 4 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 2 億 3,802 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 124 億 2,662 万 7,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の計上を、第 3 条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。18 ページをお開きください。

主だった事業につきましてご説明を致します。

まず、1 款 1 項 1 目、議会費、9 節旅費 110 万 8,000 円、研修旅費につきましては、東日本大震災の被災地の復興などの研修を行うため、研修場所の変更に伴う追加となっております。

2 款 1 項 1 目、一般管理費、14 節使用料及び賃借料の機械類 51 万 4,000 円は、佐賀支所の電話機の故障が多くなってきたことから、新しい電話機と分配機の交換するためのリース経費でございます。

11 目情報化推進費、13 節委託料 6,485 万円のうち公共用ネットワーク設備改修委託 375 万 9,000 円は、通信制の向上を図るための改修経費でございます。

標的型メール訓練及び教育委託 145 万円は、ウイルス感染に早急に対応する必要があるために、職員への研修のための経費を計上しております。

ネットワーク強靱化対応委託 5,964 万 1,000 円は、マイナンバー制度導入に伴うセキュリティー対策の委託費用を計上したものでございます。

19 ページ。

13 目庁舎建設費につきましては、起債の追加借り入れによる財源組み換えとなっております。

次に、20 ページ。

3 款 2 項 1 目、老人福祉総務費、23 節償還金利息及び割引料の老人医療給付費過年度返還金 188 万円は、平成 19 年度で廃止されました老人医療制度の第三者納付に係る社会保険診療報酬支払基金などへの支払変更により、一括返還するための経費でございます。

3 項 4 目、児童福祉施設建設費につきましては、保育所移転事業に伴う起債借り入れの追加による財源組換えを行っております。

4 款 1 項 7 目、診療所費、15 節工事請負費 648 万円は、佐賀診療所 2 階の床、壁、天井等の改修工事の経費でございます。

21 ページ。

5 款 1 項 1 目、地域雇用促進事業、1 節報酬の障がい者雇用 194 万 3,000 円は、当初予定した 2 名から 3 名とすることによる追加でございます。

21 ページ。

8 款 1 項 1 目、土木総務費につきましては、一般財源増に伴う基金繰り入れの減額により財源組み換えを行っております。

2 項 1 目、道路橋梁維持費、11 節需用費、修繕料 400 万円は、これまでの長雨などにより、崩土撤去、支障木伐採などにより既決分は支出をしているため、さらに追加をし、維持管理および台風等に備えるものでございます。

22 ページ。

2 目道路新設改良費、13 節委託料の社会資本整備事業測量設計委託 1,300 万円、および 15 節工事請負費の社会資本整備事業工事 8,600 万円は、町道井の岬線、有井川線、拳の川若山線、伊与喜学校線などの町道改良事業の追加となっております。

3 項 2 目、がけくずれ対策、19 節負担金補助及び交付金の県急傾斜事業負担金 356 万円は、蜷川、拳ノ川、藤縄の 3 カ所の追加によるものでございます。

23 ページ。

6 項 1 目、住宅管理費、15 節工事請負費の横浜改良住宅ストック総合改善事業工事 800 万円は、国の配分の追加により 6 棟分の改修を追加するものでございます。

9 款 1 項 4 目、防災費、11 節需用費の消耗品費 540 万円は、備蓄用非常食の缶詰 1 万 8,000 缶を購入する経費で、熊本震災への支援と致しまして備蓄しておりました缶詰をお送りしましたので、その補充を行うものでございます。なお、この支援に対しましては、国への求償を行うこととしてございます。

19 節負担金補助及び交付金の自主防災組織育成支援補助金 200 万円は、コミュニティー助成金として自主防災組織に防災備品を購入する経費に補助をするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14 ページにお戻りをください。

主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、10 款地方交付税 1 億 8,550 万 3,000 円は、普通交付税の額の確定によるものでございます。

14 款国庫支出金、および 15 款県支出金につきましては、その他説明欄に記載がありましたとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、16 ページ。

18 款繰入金の財政調整基金繰入金 5,397 万 7,000 円、減債基金 1 億円、施設等整備基金 6,000 万円の減額は、普通交付税の増額補正によりまして財源が確保されたため、取り崩しを取りやめ収支の調整を行うものでございます。

19 款繰越金 8,786 万 8,000 円の増額は、27 年度決算における純繰越金を見積もりを致しました。

続きまして、20 款 5 項 2 目、雑入、自治総合センター交付金 200 万円は、歳出での自主防災組織育成支援補助金 200 万円に活用されるものでございます。

次に、17 ページ。

21 款町債は、説明欄の記載のとおり 9,416 万円の追加をするものでございます。

次に、9 ページに戻っていただきまして、第 2 表明許繰越費をご覧ください。

8 款土木費の庁舎と並行して計画をしております、避難広場の整備に関する都市防災総合推進事業 2 億 5,200



万円、城山宅地造成に関する都市再生整備事業3億2,900万4,000円につきまして、28年度にまたがり契約する工期となるため繰越明許費として計上を致しました。

次に、10ページ、地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整を致しまして、補正前の限度額37億8,550万円を、補正後は38億7,966万円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの16ページの21款町債の計と同額となるものでございます。

以上で議案第42号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

続きまして、議案第43号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。黄色の予算書となります。

1ページをお開きください。

この補正予算第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ801万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億6,839万円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。9ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費、13節委託料のシステム改修委託178万2,000円は、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営が市町村から高知県に移管をされ、共同保険者となることが予定をされております。県が市町村へ請求する国保事業費納付金等の算定に必要なデータを提供するための、黒潮町における基幹システムの改修費用を計上したものでございます。

なお、この経費につきましては国庫補助金より100パーセント対応することとなります。

11款1項5目、国庫返還金、23節償還金利子及び割引料の療養給付費等負担金返還金623万4,000円は、平成27年度に概算で国から交付を受けていました療養給付費等負担金が確定したことによりまして、その負担金が多く交付されておりましたので返還金を計上しておるところでございます。

次に、歳入につきまして説明を致します。8ページにお戻りをいただきたいと思います。

3款2項1目、財政調整交付金341万円は、療養給付費等負担金返還金に充てる財源としまして計上を致しました。

3款2項3目、制度関係業務準備事業費補助金178万2,000円は、歳出の1款1項1目、総務費一般管理費、13節の委託料のシステム改修委託に充てる財源として見積もってございます。

5款1項1目、療養給付費等交付金過年度分282万4,000円は、平成27年度の退職者医療交付金額が確定をし、既交付額との差額分を計上を致しました。

以上で議案第43号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第44号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。オレンジ色の表紙の予算書に基づき説明を致します。

まず、1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ4,655万8,000円の増額補正を行い、予算の総額を17億401万円とするものです。

補正の理由は、平成27年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴う繰越金および基金積立金、返還金の計上を行い、併せて、地域支援事業により職員のスキルアップのための研修等を計画したことが主要因と

なります。

まず、歳出から説明させていただきます。10 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

3 款地域支援事業費につきましては、地域包括支援センターの人事異動などに伴い、権利擁護および認知症等の研修に参加することとして、合計額で24 万 6,000 円を増額して計上しております。

次に、5 款基金積立金の1,488 万 5,000 円を増額補正は、平成 27 年度の決算額の確定に伴い、基金への積立金を計上しております。

また、11 ページの7 款1 項2 目、償還金の3,142 万 7,000 円の補正につきましては、前年度の実績額の確定に伴い、概算額で交付を受けていた給付費等を返還する補正となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8 ページにお戻りください。

3 款国庫支出金、2 項3 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の9 万 6,000 円、および、5 款県支出金、2 項2 目、地域支援事業交付金の4 万 7,000 円につきましては、歳出で説明しました権利擁護および認知症等の研修に参加する経費をそれぞれの負担率に応じ計上しております。

同様に、一般会計から繰り入れを行う7 款繰入金で、町の負担率の応じた金額と差額を調整して10 万 5,000 円を増額計上しております。

戻っていただき、3 款国庫支出金、2 項3 目2 節、過年度分につきましては、地域支援事業費として精算に合わせ追加交付の予定であることから86 万円を計上し、同様に4 款支払基金交付金につきましても、平成 27 年度の支払基金交付金が歳入の予定であることから361 万 6,000 円を計上しております。

6 款財産収入の2 万円の増額につきましては、介護給付費準備基金の預金利子が増額の見込みであることから増額の計上を行っております。

最後に、8 款繰越金4,181 万 4,000 円の補正は、前年度からの繰越額の確定に伴い計上を行うものです。

以上、誠に簡単ではありますが補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは議案第 46 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結について補足説明を行います。議案書の方は35 ページでございます。それから、参考資料は34 ページになりますのでお開きください

本契約に係る設計金額は1,759 万 8,000 円で、落札価格は1,580 万円、売買率は89.78 パーセントとなっております。

この入札の指名業者数は町外業者8 社でしたが、そのうち1 社が辞退したため、入札は7 社で行われました。

この契約は、黒潮町消防積載車年度別購入計画に基づき、伊与喜分団。伊与喜分団の現在の車両は平成 5 年 10 月 29 日に購入したものでございます。それと伊田分団。伊田分団の現車両は平成 5 年 2 月 20 日に購入したものでございます。それぞれの小型動力ポンプ積載車を購入するものでございます。仕様書は参考資料の 35 ページからとなっておりますので、ご確認をお願いします。

計画では、車両においては基本的に購入後 22 年経過時に購入して、ポンプについては、不具合が生じた時点、もしくは車両と同様 22 年経過時に購入となっております。

今回は、伊与喜、伊田分団ともに平成 25 年度にポンプを購入して、現在正常に稼働していることから積載車のみ購入でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは、議案第 47 号から 50 号までを一括して補足説明をさせていただきます。

議案第 47 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書は 36 ページお開きください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者を、下記のとおり指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の所在地は、高知県幡多郡黒潮町不破原 439 番地 26。

名称は、黒潮町農林業基盤整備用機械施設。

指定管理者の候補としまして選定致しました団体の所在地は、高知県幡多郡黒潮町熊井 346 番地 8。

名称は、幡東森林組合。

代表者は、代表理事組合長、堀孝。

指定する期間は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででございます。

この施設は、農林道の維持管理を容易にするため、農林業基盤整備用機械を導入し農林業の省力化と親交を図ることを目的に、平成 8 年度に建設された施設です。

建設当時から旧佐賀町森林組合に委託し、平成 17 年 4 月 1 日に旧佐賀町森林組合と旧大方町森林組合との合併により、幡東森林組合の設立後も運営を委託をしています。

平成 18 年 10 月からは、指定管理者の指定により現在に至っています。

これまで、軽微な災害復旧および林道、農道の補修等、ならびに森林組合業務に有効活用しながら施設の運営を続けており、今後も施設の特性を生かしながら運営がなされるものと期待をしているところでございます。

また、指定事業者の変更になりますと、本施設の設置目的を逸脱する恐れもあり、今回も黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条による公募によらない指定管理者として現在の指定管理者を選任し、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として幡東森林組合を選定致しました。

続きまして、議案第 48 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書は 37 ページをお開きください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の所在地は、高知県幡多郡黒潮町熊井 346 番地 8。

名称は、黒潮町林業総合センター。

指定管理者の候補としまして選定致しました団体の所在地は、高知県幡多郡黒潮町熊井 346 番地 8。

名称は、幡東森林組合。

代表者は、代表理事組合長、堀孝。

指定する期間は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででございます。

この施設は、本町における地域連帯感の醸成を図る拠点施設として活用することにより、林業の振興および地域の開発に資する住民意識の高揚を図ることを目的に、平成 11 年度に旧佐賀町森林組合事務所に併設された施設です。

建設当時から旧佐賀町森林組合に委託し、平成 17 年 4 月 1 日に旧佐賀町森林組合と旧大方町森林組合との合

併により、幡東森林組合の設立後も運営を委託をしています。

平成18年10月からは、指定管理者の指定により現在に至っています。

これまで、農林課ならびに地域住民の会議をはじめ、研修および実習等に有効活用をしながら施設の運営を続けており、今後も施設の特性を生かしながら運営がなされるものと期待をしているところです。

なお、指定事業者の変更になると、本施設の設置目的を逸脱する恐れもあり、今回も黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条による公募によらない指定管理者として現在の指定管理者を選任し、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として幡東森林組合を選定を致しました。

続きまして、議案第49号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書は38ページをお開きください。

地方自治法244条の2第6項の規定により、黒潮町立漁村センターおよびホエールウォッチングセンターに係る指定管理者を、下記のとおり指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の所在地は、高知県幡多郡黒潮町入野227番地2。

名称は、黒潮町立漁村センターおよびホエールウォッチングセンター。

指定管理者の候補として選定致しました団体の所在地は、高知県高知市本町1丁目6番21号。

名称は、高知県漁業協同組合。

代表者は、代表理事組合長、澳本健也。

指定する期間は、平成28年10月1日から平成33年3月31日まででございます。

この施設は、自然環境に優れた本町において、海洋レクリエーションの振興を図り、来訪者の利便性の向上と交流人口の拡大により水産業の振興を図ることを目的に、平成5年度に入野漁港施設内に建設された施設です。

建設当時から旧大方町漁業協同組合に運営を委託し、平成18年10月からは指定管理者の指定を受け、平成20年4月1日に高知県漁業協同組合に加盟後、現在に至っています。

当施設は、1階はホエールウォッチング時期には観鯨者の待合場所として、また、2階は漁業従事者の会議や各種団体等における交流の場として有効活用しながら施設の運営を続けています。

今後も施設の特性を生かしながら運営がされるものと期待をしているところです。

なお、指定事業者の変更になりますと、本施設の設置目的を逸脱する恐れもあり、今回も黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条による公募によらない指定管理者として現在の指定管理者を選任し、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として高知県漁業協同組合を選定を致しました。

続きまして議案第50号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書は39ページをお開きください。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の所在地は、高知県幡多郡黒潮町灘433番地。

名称は、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設。

指定管理者の候補として選定致しました団体の所在地は、高知県高知市本町1丁目6番21号。

名称は、高知県漁業協同組合。

代表者、代表理事組合長、澳本健也。

指定する期間は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででございます。

この施設は、漁業の近代化および合理化を期し、漁業所得の向上を図ることを目的に、平成 8 年度に灘漁港施設内に建設された施設です。

建設当時から旧大方町漁業協同組合に運営を委託し、平成 18 年 10 月からは指定管理者の指定を受け、平成 22 年 4 月 1 日に高知県漁業協同組合に加盟後、現在に至っています。

当施設は、地域漁民の漁具保管ならびに補修作業の場として有効活用しながら施設の運営を続けており、今後も施設の特性を生かしながら運営がなされるものと期待をしているところです。

なお、指定事業者の変更になりますと、本施設の設置目的を逸脱する恐れもあることから、今回も黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条による公募によらない指定管理者として現在の指定管理者を選任し、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として高知県漁業協同組合を選定致しました。

以上で、議案第 47 号から 50 号までの補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、議案第 51 号の黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書の 40 ページをご覧ください。

黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の所在地は、高知県幡多郡黒潮町佐賀 374 番地 9。

名称は、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設でございます。

指定管理者の候補として選定致しました団体の所在地は、高知県高知市本町 1 丁目 6 番 21 号。

名称は、高知県漁業協同組合。

代表者は、代表理事組合長、澳本健也でございます。

指定する期間は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででございます。

この施設は、観光推進事業に係るカツオのタタキづくり体験施設と町内特産物の販売促進にも寄与し、自然体験型観光経営の安定と漁家経営の向上に供するとともに、交流人口の拡大による町の活性化を図ることを目的として設置しております。

従いまして、指定管理者の募集に当たっては、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により質の高いサービスを利用者に提供するとともに、地域に根差した施設となることを目指すこと。また、黒潮町を訪れた方々への憩いの場として、地域食材を中心としたレストランメニューや安らぎの場を提供することにより、特に佐賀地域の観光拠点として観光客に魅力ある施設運営をすることで、集客力向上を図ることを基本方針として募集致しました。

その結果、高知県漁業協同組合から申請がありました。

高知県漁業協同組合は当該施設の現在の指定管理者であり、佐賀漁港で水揚げされるカツオをはじめ、黒潮町内で生産される農林水産物を使用した料理を、女性部を中心とした地元スタッフが提供する地域食材の活用やカツオの町黒潮町佐賀ならではの自然体験観光の受け入れを行い、交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなど、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ地域に貢献していただけることが期待できま

す。

以上、これらを黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として高知県漁業協同組合を選定致しましたので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは議案第 52 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更について補足説明を致します。議案書は 41 ページから 42 ページの総合整備計画書でございます。また、参考資料の 40 ページから 42 ページも併せてお開きをください。

この議案は、伴太郎、仲分川辺地におきまして、国道と地域を結ぶ幹線道路であります県道大方大正線と、町道仲分川線に架設されています天神橋が橋りょう点検の結果により老朽化が判明したため、改修工事を行い橋りょうの長寿命化を図ることを平成 24 年度策定の計画に追加するものでございます。

参考資料の 40 ページには事業別公共施設整備計画、41 ページには 5 年間の辺地人口の推移を、それぞれ変更前と変更後掲載をしています。また、42 ページには事業が必要な理由を整理をしています。

つきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第 52 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 53 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について補足説明を致します。議案書は 43 ページから 44 ページの総合整備計画書でございます。また、参考資料の 43 ページから 45 ページも併せてお開きください。

この議案は、馬荷辺地におきまして平成 17 年度より実施してきました国道と地域を結ぶ幹線道路であります町道馬荷線道路改良事業の平成 27 年度から 31 年度までの計画におきます年度間の事業費の変更と、下馬荷地区での携帯電話不感地地域の解消を図るための基地局整備事業を追加するため、平成 27 年度の策定の計画を変更するものでございます。

参考資料の 43 ページには事業別公共施設整備計画、44 ページには 5 年間の辺地人口の推移を、それぞれ変更前と変更後を掲載をしています。また、45 ページには事業が必要な理由を整理をしております。

つきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第 53 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 54 号、高知県市町村総合事務組合同規約の変更について補足説明を致します。議案書は 45 ページから 46 ページでございます。また、参考資料の新旧対照表、46 ページも併せてお開きをください。

この議案は、本町が加盟をしています一部事務組合のうち、高知県市町村総合事務組合が庁舎移転によりまして事務所の所在地が高知市本町 5 丁目 2 番 3 号から高知市本町 4 丁目 1 番 35 号に変更となるため、高知県市町村総合事務組合同規約の第 4 条、事務所の位置を改正するもので、地方自治法第 286 条第 2 項の規定により構成団体に対して協議がなされたので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で第 54 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会時間 11時 59分